

「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」  
第2条の2による教育長の臨時代理について  
(幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

1 主旨

令和2年3月27日の参議院本会議で「労働基準法の一部を改正する法律」が可決された。

本法律の改正に伴い、「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」の改正を行う必要があるため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2に基づく教育長の臨時代理により、3月31日に決定したので報告する。

2 改正内容

規則名	内 容
幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則	職員別給与簿の保存期間を「3年間」から「5年間」と改める。 (第6条第2項)
	第6条第2項の規定の適用について、当分の間、「5年間」とあるのは、「3年間」とする経過措置を定める。

施行年月日

公布の日(令和2年4月3日)

適用は令和2年4月1日

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「3年間」を「5年間」に改める。

附則に次の1条を加える。

第4条 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 ～ 第5条  (給与簿)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するた め、職員別給与簿(第1号様式)を作成し、管理しなければなら ない。</p> <p>2 職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>5年間</u>保存するものと する。</p>	<p>第1条 ～ 第5条  (給与簿)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するた め、職員別給与簿(第1号様式)を作成し、管理しなければなら ない。</p> <p>2 職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>3年間</u>保存するものと する。</p>
<p>第7条 ～ 第20条  附 則</p> <p>第4条 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5 年間」とあるのは、「<u>3年間</u>」とする。</p> <p>附 則 この規則は、<u>公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第7条 ～ 第20条  附 則</p>